

## 道内市町村における大学等高等教育機関での修学等に係る各種支援制度の概要（令和5年4月現在）

## 【留意事項】

本資料は、各種支援制度の概要を記載したものです。制度の詳細（※）は、必ず、各市町村の担当部署に御確認ください。

※1 「応募要件の概要」欄に記載されている「大学等」の範囲は、事業を実施している市町村により異なります。

※2 「金額」欄に記載されている金額は、学校種（大学・短大等）や設置者（国公立・私立）などにより金額が異なる場合があります。

※3 制度の対象者、所得要件、募集人数、他の支援制度との併用の可否、返還免除の要件などの諸条件は、事業を実施している市町村により異なります。

※4 高等学校（相当する学校を含む。）に関する情報は省いておりますので、各市町村や進学先の学校等に御確認ください。

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号（半角数字）	
根室	根室市	貸与型	医療従事者（医師・医師以外）	根室市医師、医療従事者及び介護従事者修学資金貸付金	大学医学部、看護師等養成施設等に在学又は入学手続きが完了している者で、将来根室市内で医師、医療従事者又は介護従事者として修学資金の貸付期間以上、従事しようとする者	医師 月額300,000円以内 （在学期間中） 入学月1,000,000円以内 （入学金相当額）  医療従事者等 月額100,000円以内 （在学期間中）	随時	免許取得後、一定期間以内に根室市内開業医又は市内医療機関等に医療従事者として従事し、その従事した期間が修学資金の貸付を受けた期間に達したとき。	根室市保健課 健康推進担当	0153-23-6111 （内線2117）	<a href="http://www.city.nemuro.hokkaido.jp/linfominfo/kakuka/shiminfukushibu/hoenkou/kenkou/1465.html">http://www.city.nemuro.hokkaido.jp/linfominfo/kakuka/shiminfukushibu/hoenkou/kenkou/1465.html</a>
根室	根室市	返還支援型	住民	根室市奨学金返還支援補助金	大学等卒業後、市内事業所に就業した者を対象に、企業と市が共同で在学中に貸与を受けた奨学金の返還支援を行う。 【支援対象者】以下の全てを満たす者 ①大学等を卒業し、認定企業へ正規雇用として就職し、就職後5年間地元定着の意思がある者 ②市内に住所を有している者 ③市税及び奨学金の返還において、滞納がない者 ④暴力団に関与していない者	支援期間は5年間 （60ヶ月） 返還支援額 市…年間最大12万円 （市と企業の支援額合計の上限は、就業者本人が実際に返還する奨学金の範囲内）※市の支援額は、企業の年間返還支援額と同額とするものとし、最大12万円とする	随時	—	根室市水産経済部商工労働観光課労政担当	0153-23-6111 （内線2271）	

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
根室	別海町	給付型	医療関係技術員等	別海町奨学資金支給制度	大学等で医療関係技術学科を専攻、保健師、助産師、看護師学校等及び介護福祉士等の養成機関に在学し、心身ともに健康、学術優秀であって、性行が善良であること。	・医師：月額200,000円以内 ・歯科医師、保健師、助産師、看護師及び医療関係技術者：月額100,000円以内 ・准看護師及び介護福祉士：月額60,000円以内	毎年4月10日まで（次年度分）	奨学資金の支給を受けた奨学生は、卒業後5年以上町の公的機関または町内の保険医療機関もしくは介護保険事業所に就職する義務を有する。	別海町総務部 総務課人事厚生担当	0153-75-2111	—
根室	別海町	貸与型	住民	別海町奨学資金貸付制度	別海町民で、大学等に在学し、学資金の支弁が困難と認められる者であって、心身ともに健康、学業優秀・性行善良で、高校長等の推薦のある者	月額30,000円以内（在学期間中）（ただし、将来本町で医療業務に従事する者で、町が認めた場合は月額50,000円以内）	毎年2月1日から3月31日まで（次年度分）	町が特に必要と認めた業務に引き続き3年以上従事したときに、3年を経過した日から以降に従事した期間に応じて減免	別海町教育委員会学校教育課教育支援担当	0153-74-9274	<a href="https://betsukai.jp/kyoiku/gakko_kyoi/kyougakusikin/">https://betsukai.jp/kyoiku/gakko_kyoi/kyougakusikin/</a>
根室	別海町	償還支援	中小企業就職者	中小企業人材確保事業 奨学金返還支援金	・別海町に住居登録し、居住していること。 ・町内に本社等を置く中小企業等に正規雇用されていること。	別海町貸付型奨学金、日本学生支援機構等の奨学金の貸与を受け返還金がある場合 月額2.4万円（年額 288,000円）を上限とし5年間の支援 最大：144万円	事前登録後、条件を満たした後3か月以内に申請		別海町産業振興部商工観光課商工労働担当	0153-75-2112	HP作成中
根室	中標津町	貸与型	特定業種	中標津町保育士等養成修学資金貸付	貸付申請の日までに中標津町に住所を有し、若しくは有したことのある方又は町内の高等学校を卒業する方で、かつ大学等に在学、または入学が決定している方で、将来中標津町内の保育施設で保育士等として従事しようとする方	月額50,000円以内（在学期間中）	令和5年度分 令和5年1月6日～2月28日	養成機関等の修学課程終了後、町内の私立幼稚園等で保育士等として引き続き3年間以上従事したとき。（通年で雇用され、1日6時間以上かつ月20日以上の勤務）	中標津町町民生活部子育て支援課保育給付係	0153-73-3111	—

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
根室	中標津町	貸与型	住民	中標津町育英資金貸付制度	中標津町民で、高校、専門学校、大学等に在学し、学術優秀にして、向学の意欲がある者	・修学資金：年額240,000円以内 ・入学一時金：200,000円以内 ・定住促進貸付金：年額240,000円以内	令和5年度分 令和5年3月6日～3月31日	定住促進貸付金の貸与が終了した者が卒業した日の属する月の翌月までに町内の企業等に就労5年以上、かつ、町内に5年以上定住した場合	中標津町教育委員会管理課総務係	0153-73-3111	<a href="http://www.nakashibetsu.jp/kyouiku_jiinkai/download/">http://www.nakashibetsu.jp/kyouiku_jiinkai/download/</a>
根室	中標津町	貸与型	医療従事（医師以外）	中標津町医療技術職員養成修学資金貸付	大学薬学部、医療技術職員養成所に入学の許可を得た者で、将来町立中標津病院に勤務しようとする者	助産師：月額200,000円以内 看護師、その他医療技術職員：月額100,000円以内 准看護師：月額50,000円以内（在学期間中）	令和5年度分 令和5年1月17日～3月3日	学校を卒業し資格取得後、4年（貸付期間が4年以上の場合は貸付期間）以上、町立中標津病院に勤務した場合	町立中標津病院管理課総務係	0153-72-8200	—
根室	標津町	貸与型	住民	標津町奨学資金	標津町住民の子弟で、大学等に在学し、学資の支弁が困難な者	月額30,000円以内（在学期間中）	令和5年度分 令和4年3月1日～4月7日	標津町が特に必要と認めた業務に従事し、その業務に引き続き3年以上従事した場合	標津町教育委員会管理課	0153-82-3110	<a href="https://www.shibetsutown.jp/education/kyoikuiinkai/shinsei01/syogakushikin/">https://www.shibetsutown.jp/education/kyoikuiinkai/shinsei01/syogakushikin/</a>
根室	標津町	貸与型	医療従事（医師以外）	標津町医療技術職員等養成修学資金貸付	大学薬学部、医療技術職員養成所に入学の許可を得た者で、将来標津町の職員として勤務しようとする者	月額120,000円以内（在学期間中）	令和5年度の募集期限：令和5年2月下旬	学校又は養成所を卒業し資格取得後、5年以上標津町職員として勤務したとき	標津町保健福祉センター「ひまわり」	0153-82-1515	—
根室	標津町	—	住民	標津町保育教諭奨学金返還支援事業	町内の認定こども園に勤務する30歳以下の保育教諭（正職員）のうち、町が指定する奨学金を返還中の者	年間返還額全額（上限20万円） ※町からの就職準備金、奨学金の交付を受けている場合は1/2	随時	—	標津町教育委員会管理課	0153-82-3110	—
根室	羅臼町	貸与型	住民	羅臼町奨学資金	羅臼町住民で、大学等に在学し、学資金の支弁が困難な者であって、学業優秀、品行方正、身体強健な者	月額25,000円以内（在学期間中） ※入学準備金として、1年分一括で貸付可能。	随時	卒業後、引続き羅臼町に3年間定住した場合免除する。	羅臼町教育委員会学務課	0153-87-2180	—